

兵庫県の就学支援

兵庫県 総務部 教育課

私立通信制高校
入学者・在籍者用



兵庫県では
以下の給付制度で
高校生の就学を
支援します。

就学支援金

【授業料への支援】

奨学給付金

【授業料以外への支援】

授業料への支援 【国:就学支援金】

【対象要件】※申請時期:入学後

- ① 生徒が日本国内に居住していること
- ② 下記の支給区分に該当すること

計算方法は3ページ

【支給区分】※所得確認基準額で区分決定します。

年収目安※1 (保護者合算)	所得確認基準額※2 (保護者合算)	支給限度額※3 (1単位あたり)
590万円未満	154,500円未満	12,030円/単位
730万円未満	154,500円～ 217,700円未満	4,812円/単位
910万円未満	217,700円～ 304,200円未満	4,812円/単位

※1 保護者1名が働き、子どもが2人(16～18歳:1人、～15歳:1人)いる4人世帯を想定

※2 支給区分は所得判定基準額を基に決定します。*計算方法は次ページにて

※3 年間上限:30単位(通算74単位)

【注意点】

履修単位数、履修期間等により、支給額が異なります。

支給額の詳細については高校の事務室へお問合せください。



支給額シミュレーション

所得確認基準額154,500円未満世帯の生徒が、1単位あたり12,000円の授業を1年間(12ヶ月)で25単位履修した場合

▶月額支給額:25,000円
(12,000円×25単位÷12ヶ月)

授業料への支援【国:就学支援金】

【所得確認基準額について】

6月頃に届く、「**住民税決定通知書**」に記載されている以下の税情報を用いて、所得確認基準額を計算します。

① 市町村民税の“課税標準額”

② 市町村民税の“調整控除額” *県民税の調整控除額ではありません

※税情報の名称は、自治体によって異なる場合があります。

※自治体によっては、「調整控除額」ではなく、ふるさと納税による控除や住宅ローン控除等を含めて「税額控除額」と記載されている自治体もあります。

(住民税決定通知書の摘要欄に、内訳が記載されている場合もあります)

▶ 調整控除額がわからない等、ご不明点がある場合は、

お住まいの市町村の税務担当窓口にお問合せください。

【所得確認基準額の計算方法】

下記の① - ② = 所得確認基準額

① 市町村民税の“課税標準額”※1 × 6%

② 市町村民税の“調整控除額”※2

※1 支給を受けようとする生徒本人が早生まれ(誕生日が1月2日～4月1日)であり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、保護者等(2名の場合は一方)の課税標準額から33万円を控除します。

【適用例】2月10日生まれの高校2年生

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、当補助金の判定上、「調整控除額」に3/4を乗じた額となります。

【例】神戸市に納税し、調整控除額が2,000円の場合、1,500円となる。

※3 ふるさと納税による控除や住宅ローン控除等を含めて「税額控除額」と記載されている自治体の場合は、以下により調整控除額を確認します。

【例】税額控除額11,500円、ふるさと納税による控除額10,000円の場合、就学支援金の計算に用いる調整控除額は、1,500円となる。

計算例は4ページ▶

授業料への支援 (国)就学支援金

【所得確認基準額の計算例】

【計算例1(納税先:政令指定都市の場合)】

- 保護者A
・課税標準額:260万円(正社員勤務等)
・市民税“税額控除額”:8,000円(内、ふるさと納税分:6,000円)
保護者B
・課税標準額:0円(住民税非課税 ※扶養内パート勤務等)

保護者A 課税標準額 $260\text{万円} \times 0.06 = ① 156,000\text{円}$
税額控除額 8,000円 - ふるさと納税分 6,000円 = 2,000円
政令指定都市のため、2,000円×3/4 = ② 1,500円
 $\Rightarrow ① - ② = ③ \text{所得確認基準額 } 154,500\text{円}$

計算結果 … 保護者AとBの合算(保護者Bは非課税のため③のみ)
= 154,500円(世帯の所得確認基準額)

【計算例2(納税先:政令指定都市以外の場合)】

- 保護者A
・課税標準額:260万円(正社員勤務等)
・市民税“調整控除額”:1,500円
保護者B
・課税標準額:200万円(正社員勤務等)
・市民税“調整控除額”:1,500円

保護者A 課税標準額 $260\text{万円} \times 0.06 = ① 156,000\text{円}$
調整控除額 1,500円 = ② 1,500円
 $\Rightarrow ① - ② = ③ \text{所得確認基準額 } 154,500\text{円}$

保護者B 課税標準額 $200\text{万円} \times 0.06 = ④ 120,000\text{円}$
調整控除額 1,500円 = ⑤ 1,500円
 $\Rightarrow ④ - ⑤ = ⑥ \text{所得確認基準額 } 118,500\text{円}$

計算結果 … 保護者AとBの合算(③ + ⑥)
= 273,000円(世帯の所得確認基準額)

【課税年度について】

■ 就学支援金

住民税が毎年6月頃に決定することから、新1年生は2回判定があります。

(1回目:4月～6月支給分、2回目:7月～翌年6月支給分)

- ・令和7年4月～6月分 ⇒ 令和6年度の課税状況により判定
- ・令和7年7月～令和8年6月分 ⇒ 令和7年度の課税状況により判定

授業料への支援 (国)就学支援金

【申請に必要な書類等】※申請先は、入学・在籍する高校です。

[申請時期] 入学後

- ① 就学支援金の申請書(入学・在籍する高校で配布)
- ② 保護者等全員分のマイナンバーカードのコピー
(or 個人番号が記載された住民票)
- ③ その他学校が指定する書類

※県外校は、都道府県により手続き方法が異なる場合がありますので高校へお問合せください。

◆申請したが、所得制限により不支給となった場合

7月に当該年度の課税状況により再判定を行います。
新たに支給対象になる可能性があるため、審査希望の方は、7月中に学校へ申請ください。

◆期日までに申請し忘れた場合

気づいた時点で、直ちに高校の事務室に連絡してください。
認定された場合、申請月から支給されます。

◆疾病や経済状況の悪化等で収入が激減した場合

「就学支援金(家計急変支援制度)」があります。
詳しい要件や申請等については、入学・在学する学校へご相談ください。

※次のいずれかに該当する者は支給が受けられません。

・高等学校等を卒業もしくは修了した者
(修業年限が3年未満のものを除く)

・高等学校等に在学した期間が通算して48月を超えた者
(全日制高校等に在学する期間は3分の4として計算)

授業料以外への支援

奨学給付金(一般分)

奨学給付金(家計急変分)

【対象要件】

奨学給付金 [申請時期] 7月～9月頃(入学後)

- ① 各年度7月1日時点での在学していること
- ② 保護者等が兵庫県在住であること
- ③ A:生活保護世帯(生業扶助受給) または、
B:市町村民税所得割額及び県民税所得割額がどちらも0円(保護者合算)であること
C:年収約270～380万未満又は年収約380～600万未満の多子世帯【専攻科のみ】

※経済状況の悪化等で収入が激減し、急変後の収入が非課税相当と見込まれる世帯は、「家計急変分」として申請可能

【支給区分】

A 生活保護世帯(生業扶助受給)

B 市町村民税及び県民税の所得割非課税世帯

C 年収約270～380万未満又は年収約380～600万未満の多子世帯【専攻科のみ】

区分	支給額(年額)		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
A	52,600円	52,600円	
B	152,000円	52,100円	52,100円
C			10,420円

授業料以外への支援

奨学給付金(一般分)
奨学給付金(家計急変分)

【申請に必要な書類等】＊は、令和7年7月1日以降に発行されたもの

① 奨学給付金支給申請書＊1 (黒のボールペンで記入)

＊1 家計急変の場合は、奨学給付金(家計急変分)支給申請書

② 住民票 ＊ (世帯全員分・続柄の記載があるもの)

③ 在学証明書 ＊ (学校長印が押印されたもの)

④ 申請者名義の希望振込金融機関の通帳のコピー

(名義名、銀行名、支店名、口座番号が確認できる箇所)

⑤ 保護者等全員分の令和7年度の住民税がわかる書類＊2

(課税証明書、非課税証明書、生業扶助受給証明書 ＊等)

※3 家計急変の場合は、上記⑤だけではなく、以下の書類が必要です。

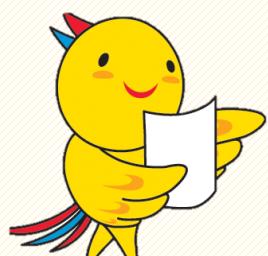
➤ 家計急変の発生を証明する書類(離職票、廃業届等)

➤ 保護者等全員分の急変後1年間の年収見込み

(会社発行の収入見込証明書、税理士or公認会計士作成の証明書類 等)

専攻科に在籍する場合の追加書類

⑦ 個人対象要件証明書



【申請方法】＊令和7年7月1日～受付開始

・相生学院高等学校
・第一学院高等学校 養父校
・AIE国際高等学校



入学・在籍する高校に提出

＊申請書類等も学校から配布されます

上記以外の通信制高校



兵庫県教育課に直接郵送(持参による申請は受付不可)

＊申請書類等はHPからダウンロードください

各給付制度 よくあるお問合せ

授業料への支援 (国)就学支援金

Q1.いつ頃支給されるのか。

A.あらかじめ支給額相当額を差し引いて請求する学校や、授業料全額分を納付後に支給額が振り込まれる学校がございますので、**在籍されている各学校法人 事務担当へご確認ください。**

Q2.更新の手続きは必要か。

A.就学支援金は一度申請し認定を受けた場合、更新等の手続きは不要です。不認定の場合は再度申請いただくことで、新たに対象となる場合があります。

Q3.同居している祖父母や生徒本人の収入も含まれまるか。

A.**親権者がいる場合は含まれません。**

※親権者がいない場合は、在籍する高校にご相談ください。

授業料以外への支援

奨学給付金(一般分)

奨学給付金(家計急変分)

Q4.全日制から通信制に転学した場合は、どちらで申請すればよいか。

A.**7月1日時点**で在籍している学校で申請してください。

Q5.全日制から通信制に転学した場合は、何回申請できるか。

A.通信制過程は、過去に在学した学校での受給回数を含み、4回までです。何回受給したか覚えていない場合は、お問い合わせください。

Q6.ひとり親なので受給できますか。

A.保護者が1名である場合も、2名である場合と同様、定められた収入基準により判定します。

ひとり親家庭(母子・父子家庭)であることのみで認定はされませんので、申請書類の提出等、必要な手続をお願いします。

問合せ先一覧



AIチャットボットでのお問い合わせ

※ただし、個別性の高い内容（支給状況、認定額等）はお答えできません。

授業料への支援

(国)就学支援金

◆兵庫県ホームページ

「私立高等学校等生徒授業料軽減補助制度」

①申請方法・振込時期等

在籍している**各学校法人 事務担当**へご連絡ください。

県HP



②課税額、調整控除額がわからない・税情報

お住まいの市町村の税務担当窓口へご連絡ください。

③その他

県教育課メール

兵庫県総務部教育課

ご質問はメールにてお送りください。

Eメール：kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp



授業料以外への支援

奨学給付金(一般分)

奨学給付金(家計急変分)

◆兵庫県ホームページ

「私立高等学校等奨学給付金」

県外の学校に通っている場合

申請書一式はホームページから入手可能です。

県HP



①県内に学校法人がある場合

各学校法人 事務担当へご連絡ください。

メールでのお問い合わせに
ご協力をお願ひします。

②県外に学校法人がある場合

兵庫県総務部教育課

ご質問はメールにてお送りください。

Eメール：kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

県教育課メール



その他、貸付制度

【高等学校奨学資金貸与制度】

対象者	高校に在学する勉学に意欲がある生徒で、以下の両方に該当する者 ①生計を維持する者が兵庫県在住であること。 ②生計を維持する者の収入総額が振興会の定める基準以下である世帯に属すること。 (給与所得者の場合、4人世帯で概ね680万円以下)
貸付額	月額30,000円(私立学校、自宅通学者の場合)
その他	タブレット端末等購入費等に対する貸与制度あり (奨学資金貸与者のみ)
申請時期	入学前:中学3年生時点の8月下旬~9月の間で 各中学校が指定 在学中:毎年4~5月(以降、随时受付)

問合せ先:公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 078-361-6640

その他、各自治体によっては、奨学金制度があります。
お住まいの自治体ホームページまたは 直接自治体へ
お問合せください。

